

宇都宮市監査委員告示第8号

地方自治法第242条第1項の規定により、平成19年4月6日宇都宮市上欠町 金沢勝行氏及び宇都宮市徳次郎町 西山智彦氏から提出された宇都宮市職員措置請求について監査した結果を、同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年5月28日

宇都宮市監査委員 五井 淵 治夫

同 川村 壽文

同 山崎 守男

同 南木 清一

宇都宮市職員措置請求監査結果

第1 請求の受付

1 請求人

宇都宮市上欠町 金沢 勝行

宇都宮市徳次郎町 西山 智彦

2 請求書の提出日

平成19年4月6日

3 請求の内容

請求人から提出された宇都宮市職員措置請求書による主張要旨及び措置請求は、次のとおりである。

(1) 主張要旨

宇都宮市長は財団法人宇都宮市老人クラブ連合会（以下「連合会」という。）に対し、平成18年4月から同19年2月にかけて 11回に分けて計 25,763,000円の補助金を交付した。

連合会の事務局職員は 3名である。これら 3名に係る平成18年度の人件費は総額 21,391,105円で、連合会の総予算の約 3分の2を占め、上述補助金の約 83%を占めており、人件費が予算に占める割合が不当に高い。

連合会の事務局長は、元宇都宮市幹部職員が退職後天下ったものであるが、公金である補助金を交付されている団体が、市幹部職員の天下りの温床となってはならない。

また、連合会は、平成18年7月21日に「よみがえれ！宇都宮城」市民の会（以下「市民の会」という。）に対して高額の寄附をしている。運営費のほとんどを市からの補助金で賄っている団体が、市民団体に対して高額の寄附をすることは不当である。

(2) 措置請求

ア 宇都宮市長に対し、連合会に対する補助金額の適正化を図るよう求める。

イ 宇都宮市長に対し、連合会から市民の会への寄附金に相当する額の返戻を請求するか、又は相当額を賠償するよう求める。

4 請求書の要件審査

本件請求については、地方自治法第 242 条に規定する要件を具備しているものと認められたので、平成 19 年 4 月 13 日に受理を決定した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求内容から判断し、本市が連合会に交付した補助金が、連合会から市民の会への寄附金の財源として用いられているか否かを、監査対象事項とし、措置請求のうち、連合会に対する補助金額の適正化を図るよう求めている部分については、監査対象事項としなかった。

住民監査請求が適法となるためには、請求人が違法又は不当であると認める財務会計行為等によって、市が被った損害の補てん等に必要な措置が示されることが要件となる。

しかし、連合会に対する補助金額の適正化を図るよう求めている部分について、請求人は、市が被った損害を特定しておらず、また、損害の補てん等に必要な措置についても具体的に示さずに「補助金の額を減額する等補助金の適正化を図ること」という将来についての要望を述べているにすぎないことから、地方自治法第242条に規定する住民監査請求の要件を欠くものと判断した。

2 監査対象部局

監査対象部局を、保健福祉部高齢福祉課とした。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、地方自治法第242条第6項の規定により、平成19年4月23日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

この際に新たな証拠として、金沢請求人が作成した「宇都宮市老人クラブ連合会への天下りを止めることを求める陳情書」と題する宇都宮市議会議長あての陳情書（ただし議長へは未提出）が提出された。

4 監査対象部局の事情聴取

監査対象部局から、監査対象事項に関わる資料の提出を求め、書類審査を行うとともに、平成19年4月23日に保健福祉部長、同部次長、高齢福祉課長、同課長補佐、同課福祉サービスグループ係長等から事情聴取を行った。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象部局に対する監査の結果、次の事項を確認した。

(1) 連合会の概要について

連合会は、昭和39年度に結成され、昭和59年度に財団法人化された。

財団法人化の際に制定された寄附行為によれば、市内の老人クラブの育成指導と連絡調整を図り、併せてクラブ活動の充実強化を推進して、老人福祉の増進と社会福祉の発展に寄与することを目的として設立された。

同寄附行為によれば、事業内容は、老人クラブ及び地区連絡協議会の育成指導及び連絡調整、老人クラブ活動推進のための調査研究及び総合的企画、老人クラブ活動についての広報活動、老人福祉向上のための事業並びにその他目的達成のために必要な事業である。

平成18年度当初で 371クラブ（会員 18,282名）が加入している。

組織は、役員として会長 1名、副会長 4名、専務理事 1名、理事 16名以内（会長、副会長及び専務理事を含む）及び監事 2名を置き、他に事務処理のために事務局を設け、必要な職員を置くこととなっている。現在は事務局長を含めて 3名の職員がおり、そのうち事務局長は専務理事を兼務している。

(2) 連合会に対する補助金について

老人福祉法第13条第2項及び厚生労働省老健局長通知「老人クラブ活動等事業の実施について」（平成13年10月1日老発第390号）により、地方公共団体は、老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行

う者に対して、適当な援助をするように努めなければならないとされている。

これを受け本市では、連合会の円滑な運営を支援するため、市補助金等交付規則及び市老人クラブ連合会運営費補助金交付要領に基づき、補助金を交付しているものである。

(3) 平成18年度に市から連合会へ交付された補助金の交付手続について

- 平成18年4月1日、連合会から、宇都宮市長に対して「平成18年度 老人クラブ連合会運営費補助金交付申請書」が提出された（申請内容は下表のとおり）。

補助金等の名称	老人クラブ連合会運営費補助金
補助事業等の名称	老人クラブ連合会運営費補助
補助金額	25,763,000円
補助事業等の着手年月日及び完了年月日（予定）	着手 平成18年 4月 1日 完了 平成19年 3月31日
添付書類	平成18年度事業計画書・予算書

- 同日 高齢福祉課福祉サービスグループは、当該補助金について、申請どおり交付する旨起案し、即日決裁を受けた。同日中に申請者宛て交付決定通知書を交付した（宇都宮市指令高福第2号）。
- 同日 同グループは、補助金に係る支出負担行為を発議し、即日決裁を受けた（詳細は下表のとおり）。

発議年月日	平成18年 4月 1日
支出科目	一般会計 15款 15項 5目 老人福祉総務費 19節 負担金、補助及び交付金 説明科目 補助金
事業名	老人いきがい対策費
負担行為額	25,763,000円
支出の方法	概算払（11期ごとに分割して支出）
相手方	財団法人宇都宮市老人クラブ連合会
決議年月日	平成18年 4月 1日
決裁者	助役

- 4月3日から平成19年2月26日にかけて、11回に分けて、連合会から補助金交付請求書が提出された。高齢福祉課福祉サービスグループは、その都度支出命令書を作成して決裁を受け、支出の手続きを執った（詳細は下表のとおり）。

期別	支出命令年月日	支出命令額	支払方法	決裁者	交付年月日
第1期	平成18年 4月 3日	4,900,000円	口座振替	高齢福祉課長	平成18年 4月14日
第2期	平成18年 6月12日	3,200,000円	口座振替	高齢福祉課長	平成18年 6月16日
第3期	平成18年 7月 7日	1,800,000円	口座振替	高齢福祉課長	平成18年 7月19日
第4期	平成18年 7月24日	1,600,000円	口座振替	高齢福祉課長	平成18年 8月 8日
第5期	平成18年 8月18日	2,000,000円	口座振替	高齢福祉課長	平成18年 9月 1日
第6期	平成18年 9月15日	1,600,000円	口座振替	高齢福祉課長	平成18年 9月29日
第7期	平成18年10月13日	1,600,000円	口座振替	高齢福祉課長	平成18年10月27日
第8期	平成18年11月15日	4,300,000円	口座振替	高齢福祉課長	平成18年11月30日
第9期	平成18年12月18日	1,500,000円	口座振替	高齢福祉課長	平成18年12月28日
第10期	平成19年 1月15日	1,400,000円	口座振替	高齢福祉課長	平成19年 1月30日
第11期	平成19年 2月26日	1,863,000円	口座振替	高齢福祉課長	平成19年 3月 6日

- 3月31日 連合会から精算書が提出された。

この精算書に添付された平成18年度事業報告によれば、交付申請書に添付された平成

18年度事業計画書に掲載された事業は全て滞りなく実施されており、ほとんどの事業で前年度を上回る参加者を得ていた。また、同じく精算書に添付された平成18年度収支計算書によれば、補助金交付時に想定していなかった事業に係る支出は認められず、事業費、管理費共に予算の範囲内で執行され、精算の結果、不用額となった732,098円を全額、市へ戻入することとしていた。

高齢福祉課福祉サービスグループは、これに基づき補助金の精算を行った（詳細は下表のとおり）。

精算年月日	平成19年 3月31日
決裁者	助役
交付額	25,763,000円
精算額	25,030,902円
戻入額	732,098円

(4) 連合会から市民の会への寄附金について

- ・ 平成18年5月10日 連合会の平成18年度第1回理事会において、市民の会が実施している宇都宮城復元募金活動について、地域に密着した活動の一環として、また地域文化の保存及び継承への取り組みとして協力することを決定した。
- ・ 5月19日 当該募金活動への協力について周知させるため、同日付宇老連第38号「宇都宮城復元募金への協力依頼について」と題する文書を各単位老人クラブ会長宛て発送した。
- ・ 同日 受け入れた寄附金を預け入れるため、足利銀行宇都宮市役所支店に普通預金口座を開設した。口座の名義は「宇都宮城復元募金 財団法人 宇都宮市老人クラブ連合会 会長 佐藤 六夫」。
- ・ 7月18日 寄附金の受入れを終了した。受入件数は268件、受入額は1,688,025円であった。口座を解約し、全額を現金で市民の会事務局へ持参した。
- ・ 7月21日 栃木県総合文化センターのサブホールで開催された、連合会の友愛活動研修会及び感謝状贈呈式の会場において、研修会及び贈呈式に先立ち連合会会長から市民の会会長へ寄附金の目録を贈呈した。

2 監査対象部局の説明

連合会から市民の会への寄附金は、会員有志が負担したものであり、本市が連合会に交付した補助金から支出したものではない。請求人による添付資料「よみがえれ！宇都宮城 高額募金者のお名前一覧」への「(財)宇都宮市老人クラブ連合会 会長 佐藤六夫様」の表記は、寄附をした個々人を包括する団体の代表名として掲載されたものである。

したがって、寄附に関する会計は、連合会運営にかかる会計とは区別されたものであり、請求自体が失当である。

3 監査委員の判断

本市が連合会に交付した補助金が、連合会から市民の会への寄附金の財源として用いられているか否かを検討する。

当該寄附金が、連合会の一般会計歳出予算から支出されたものではなく、各単位老人クラブが会員有志に寄附を募ったものであることは、担当部局から提出された「宇都宮

城復元募金への協力依頼について」と題した各单位老人クラブ会長あて平成18年5月19日付宇老連第38号の文書の写しや、「宇都宮城復元募金集計表」の写し、普通預金通帳の写しから明らかである。したがって、本市が連合会に交付した補助金が、当該寄附金の財源に充てられたという事実はない。

請求人は、「運営の殆どを補助金で賄っている連合会が市民団体に高額の寄付をすることは極めて失当である。」と主張しているが、前記のとおり本市が連合会に交付した補助金が、当該寄附金の財源として用いられたという事実は認められないから、請求人の主張は、理由のないものとする。

4 結論

以上、宇都宮市長に対し、連合会から市民の会への寄附金に相当する額の返還を請求するか、又は相当額を賠償するよう求めるとの請求は理由がないものと判断し、本件を棄却する。

(以下、請求人から提出された請求書原文を掲載する。)

宇都宮市職員措置請求書

平成19年4月6日

宇都宮市監査委員 御中

(住所) 宇都宮市上欠町
(職業) 無職
(氏名) 金沢 勝行

(住所) 宇都宮市徳次郎町
(職業) 自営業
(氏名) 西山 智彦

【請求の要旨】

第1 請求の趣旨

- 1 宇都宮市長佐藤栄一が、財団法人宇都宮市老人クラブ連合会に交付した平成18年度補助金 25,763,000円について、その約3分の2の額が同連合会の3名の人件費に充てられており、予算に占める人件費の割合が極めて高く不当なので人件費抑制の措置をとり、補助金の額を減額する等補助金の適正化を図ること。
- 2 宇都宮市長佐藤栄一は、上記連合会が平成18年7月21日「よみがえれ！宇都宮城」市民の会に対してなした「高額寄付金」に相当する金員の返戻の請求をするか、それに相当する損害賠償をせよ。

第2 請求の理由

- 1 宇都宮市長佐藤栄一は財団法人宇都宮市老人クラブ連合会に対し、平成18年4月10日から同19年2月27日までの間 11回に分けて計金 25,763,000円の補助金を交付した。
- 2 上記連合会の平成18年度予算は、上記補助金の外約 3,810,000円の会費と、個人会員の負担金からなっており年間合計金額は約 31,000,000円である。
- 3 上記連合会の職員は 3名であり、そのうちAは元宇都宮市民生部長で平成16年3月31日定年退職と同時に同連合会の事務局長に就任した所謂天下り人事である。B主査は昭和59年4月1日、C主任は平成5年4月1日それぞれ採用されたものである。

上記連合会の上記 3名に対する人件費は 21,391,105円で総予算の約3分の2の多額であり、補助金の83パーセントを占めている。

上記連合会はこれまでも宇都宮市退職幹部の天下り先になっており宇都宮市から交付される補助金で生活している実体がある。

現在国も地方自治体も天下り人事という悪習から脱却すべく、公知のとおりその見直

しが進んでいる。

公金の補助金で賄っている上記連合会も宇都宮市の幹部職員の天下りの温床になってはならないのである。

職員の人件費の予算に占める割合が不当に高く宇都宮市長としては、人件費を適正額に抑制することに努め、補助金の適正額に是正しなければならない。

- 4 上記連合会は、平成18年7月21日「よみがえれ！宇都宮城」市民の会に高額の寄付をしている。運営の殆どを補助金で賄っている連合会が市民団体に高額の寄付をすることは極めて失当である。

宇都宮市長佐藤栄一は連合会がなした高額寄付に相当する金額を連合会に請求すべきである。

または、連合会がなした失当な高額寄付に相当する額を損害として賠償すべきものと考える。

よって本申立に及んだ。

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

添付資料（略）

（個人名は、個人情報保護の観点から A、B、C で表示しています。）